

障害者の雇用促進・維持等に関する要請書

拝啓 宮城県政及び仙台市政並びに労働行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

安定した豊かな社会の構築のために、障害の有無にかかわらず全ての方が豊かに生きる権利の主体として存在し、安心して暮らせる社会を実現することが必要であり、障害者の社会参加は官民挙げて取り組むべき課題となっております。

特に「雇用」につきましては、社会参加のための基本となる活動であり、働くことを通じて社会参加から社会貢献へとつながるものであります。これを進展させるためには、直接雇用を提供していただく事業主の皆様の御理解が大変重要となっております。

障害のある方の社会参加への意欲の高まり、事業主の皆様の障害者雇用への御理解などにより、令和元年度の県内各ハローワークを通じた障害者の就職件数は1,831件と、過去最高の水準を維持しています。しかしながら、令和元年6月1日現在の県内の民間企業における障害者雇用率は2.11%と、法定雇用率を達成していない状況が続いており、さらに、法定雇用率については、先月開催された労働政策審議会障害者雇用分科会において、令和3年3月より、2.2%から2.3%に引上げられることが了承されています。

本県においては、本年6月末現在、いまだ4,200人余りの方がハローワークに登録して仕事を探しておられる状況です。また、昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、求人数は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続けば、障害者の雇用環境の懸念が心配されます。

こうした状況を踏まえ、宮城県、仙台市、宮城労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部は、連携を密にして、障害者就職面接会、各種セミナーの開催や職場定着支援、職場見学・職場実習の推進など、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で実施することにより、就職を希望する障害者と障害者雇用を推進する事業主の皆様に対する支援を、引き続き全力で行ってまいります。また、障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務等について、事業主の皆様へ周知を図ってまいります。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、障害者雇用促進法に規定された企業の責務を御理解いただくとともに、障害者が安定した職業に就き、職業生活においてその能力を最大限発揮することができますよう、次の要請項目について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 障害者雇用の一層の促進
- 2 法定雇用率未達成企業における法定雇用率の早期達成
- 3 職場定着に向けた取組の推進
- 4 職場見学及び職場実習の受入れ
- 5 障害者に対する差別禁止及び合理的配慮の提供

末筆ながら、皆様方のますますの御発展を心からお祈り申し上げます。

敬具

令和2年9月15日

事業主各位

宮 城 県 知 事

仙 台 市 長

宮 城 労 働 局 長

独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構宮城支部長

村井嘉浩

郡和子

毛利正

井土和久